

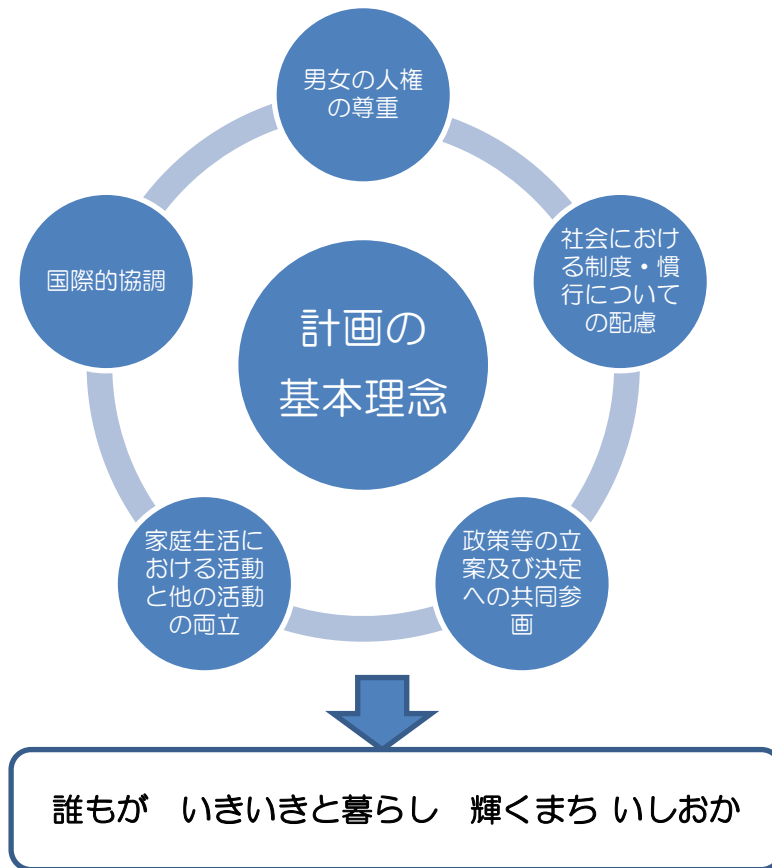
## 第 2 次石岡市男女共同参画基本計画の基本的な考え方について

### 1. 計画策定の趣旨

石岡市男女共同参画基本計画が平成 29 年度をもって終了することから、これまでの取組状況の検証や社会情勢の変化等を踏まえるとともに、新たな視点を加え、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ると同時に『誰もがいきいきと暮らし、輝くまち いしおか』（将来ビジョンに規定されている本市が目指すべきまちの将来像）を達成するため、第 2 次石岡市男女共同参画基本計画を策定します。

### 2. 計画の基本理念

石岡市男女共同参画基本条例（第 3 条）に規定されています。



### 3. 計画の位置づけと性格

- 1 男女共同参画社会基本法（第 14 条第 3 項）に基づく市町村男女共同参画基本計画として位置付けられ、国の第 4 次男女共同参画基本計画を勘案した計画とします。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（第 6 条第 2 項）に基づく市町村推進計画を兼ねます。
- 3 配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護等に関する法律（第 2 条の 3 第 3 項）に

基づく市町村基本計画を兼ねます。

- 4 茨城県男女共同参画推進条例及び第3次男女共同参画基本計画を勘案した計画とします。
- 5 石岡市男女共同参画条例に基づき策定する計画です。
- 6 計画策定に際しては、将来ビジョンをはじめ、市の関連する他の計画との整合性や調和を図ります。

#### 4. 計画の体系

次の4つを基本目標（基本方針）として設定します。

- 1 ひとりひとりの人権が尊重される社会の実現
- 2 安全・安心に暮らせる社会の実現
- 3 男女がともに働きやすい就業環境の整備
- 4 家庭と仕事・地域活動の両立支援

##### 重点施策

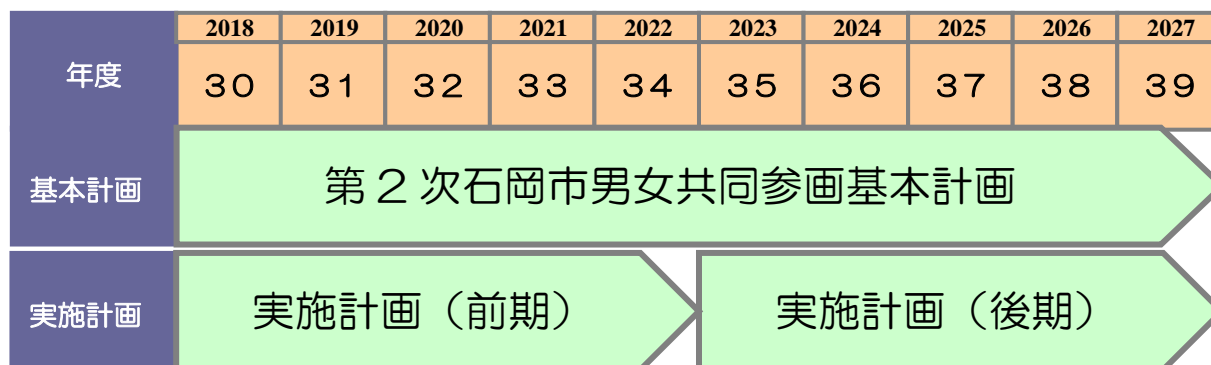
- ①男女がともに働きやすい就業環境の整備
- ②家庭と仕事・地域活動の両立支援

#### 5. 計画の構成・期間

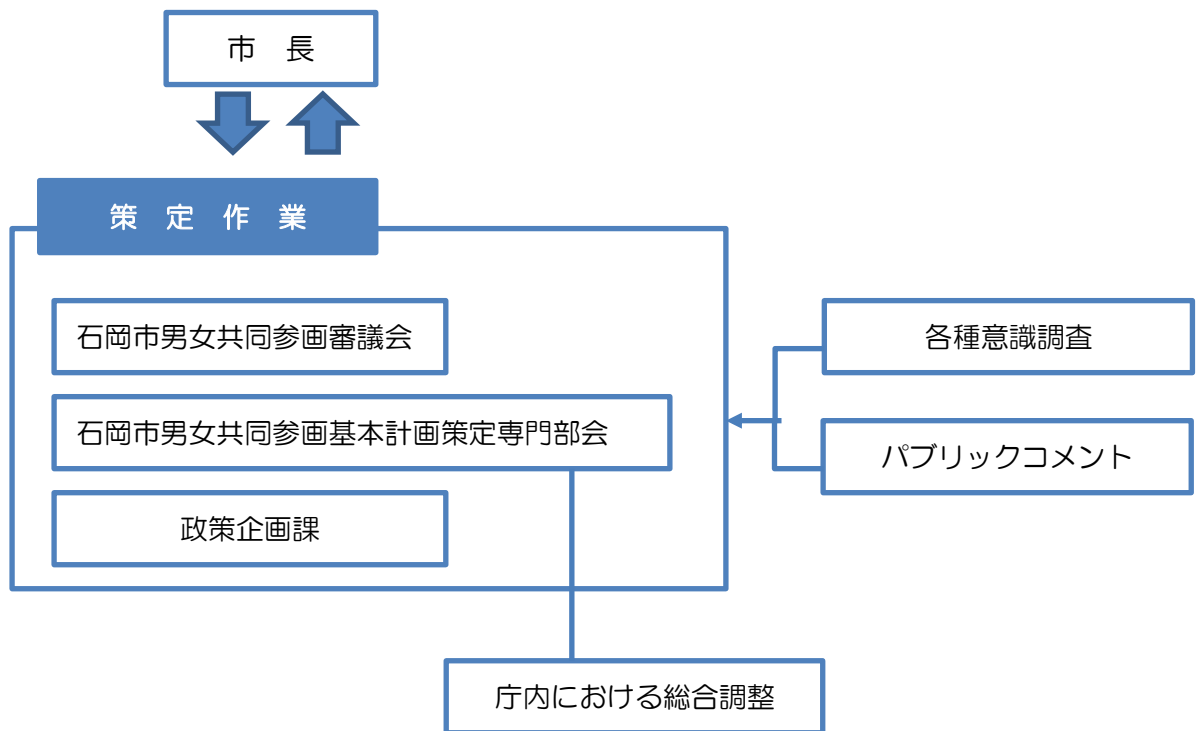
本計画は、基本計画と実施計画をもって構成します。

基本計画の期間は、平成30年（2018）年度から39年度（2027）年度までの10年間です。

基本計画	男女共同参画を推進するための基本指針を定める
実施計画	基本目標を達成するため、具体的事業（102事業）を実施 成果指標と目標値を設定



## 6. 計画の策定体制



### 【参考】 策定スケジュール

時期	工程
5月～10月	基本計画（素案）及び実施計画の検討
11月	基本計画（素案）及び実施計画の取りまとめ
12月上旬～中旬	パブリックコメントの実施
1月	市長への答申
3月上旬	市議会への報告
4月～	新計画スタート